

退職後
健康保険は
どうするの？



健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください。

退職後の健康保険（任意継続保険）のご案内

74歳までの被保険者（ご本人）が退職などで、健康保険の資格を喪失した場合、次の健康保険の加入手続きが必要です。退職される方にご案内ください。

※退職日の翌日に再就職される場合は、再就職先でのお手続きとなります。



加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
加入条件	お住まいの市区町村役場へご相談ください	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続き（必着）をすること 	被扶養者としての認定条件を満たすこと
手続き先	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
保険料	加入する世帯の人数や前年の所得等により決定	<p>【全額自己負担】</p> <p>「退職時点の標準報酬月額（上限あり）」 × 「都道府県別の健康保険料率」</p>	被扶養者の保険料負担はなし



双方の保険料を比較することをオススメします！

任意継続を希望され、申請書を提出される場合

①② いずれかのご対応をいただくことで、保険証の発行がスムーズに！



1 資格取得申出書（1ページ目）の健康保険資格喪失証明欄（事業主記入用）に事業主の証明を受ける

2 退職日が確認できる書類を添付する
退職証明書のコピー
雇用保険被保険者離職票のコピー
健康保険被保険者資格喪失届のコピーなど



保険証切り替え時の注意点



ご本人さま

現在お使いの保険証は退職時に事業主さまへ必ずお返してください

保険証は**退職日の翌日**から使用できません(ご家族の方も同様です)。新しい保険証が届く前に保険診療を受けて全額自費で支払った場合は、『**療養費(立替払等)**』をご申請ください!

療養費(立替払等)とは...??

保険証が届いていないなどの理由で医療費を**全額(10割)負担**



新しい保険証が届き次第、保険者(新しい保険証の発行元)に**申請書等を提出**



保険者から7割(年齢に応じて8割)を**お返しします**



※医療費の領収書および診療明細書は療養費(立替払)の申請の際に必要となりますので、必ず保管してください。なお、必要書類は保険者によって異なりますので、ご確認ください。

限度額適用認定証・特定疾病療養受療証も再作成のお手続きを!

保険証と同様に切り替え手続きが必要です。保険者に申請書を提出し、**新しい限度額適用認定証・特定疾病療養受療証**を作成してください。



事業主さま

退職された従業員、ご家族の方の保険証は、**「被保険者資格喪失届」**に添付の上、**日本年金機構へお返してください。**

2024年12月2日に
保険証は廃止されます

今から使おう! マイナ保険証



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。

高齢受給者証の持参も必要なくなります。



マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省 HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】

 **全国健康保険協会 岡山支部**
協会けんぽ

〒700-8506

岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

☎ **086-803-5780**(代表)

受付時間 **8:30~17:15**

協会けんぽ岡山

検索

タイムリーな情報をお届け!

スマホやパソコンで気軽に楽しんでいただける健康情報を月2回配信中!
健康に関するコラムやお役立ち情報をお届け!

LINE ▶



メルマガ ▶

